

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) に加入される皆様へのお知らせ

免税事業者向け単価を申請する方は、早めに提出書類の準備を！

交付単価が分かれた？ ▶ 令和5年産から**免税事業者向け単価**と**課税事業者向け単価**に分かれました。

各単価の**適用者**は？ ▶ **免税** 消費税の**免税事業者**
課税 消費税の**課税事業者**、
組織として確定申告していない**集落営農**

免税事業者向け単価を申請する方

収入・売上が**1千万円以下**※であることを確認します。

令和7年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に下記の書類を添付して提出してください。なお、課税事業者等が虚偽申請した場合、**本交付金は全額不交付・返還**となります。

※確定申告書の「営業等」及び「農業」の合計額

個人

● 2年前の確定申告書(写)

※交付金が含まれるために1千万円を超えている場合は、

青色申告決算書(白色申告の収支内訳書)(写)の農業所得用 等も添付

● 営農開始2年以内の方は、**個人事業の開業・廃業等届出書(写)**等

法人等

● 2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)(写)等

● 法人で設立初年度の方は、**法人設立届出書(写)**等

● 法人で設立2期目の方は、**法人設立届出書(写)**等 及び

初年度の**各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)(写)**等

▶ **課税事業者向け単価**を申請する方の提出書類は従前と同様です。

よくあるご質問

Q1 2年前の確定申告書類を紛失した場合はどうすればいい？

A1 マイナンバーカードがある方は、e-Taxから確定申告書等のPDFファイルをダウンロード・印刷してその写しを提出してください。
e-Taxを利用できない方は、確定申告を行った税務署で再発行手続き（開示請求）※を行ってください。
※再発行に1ヶ月程度かかるため、早めの手続きをお願いします。

Q2 2年前に確定申告していない場合はどうすればいい？

A2 市民税の申告書等により、2年前の収入額を確認することができれば、免税事業者向け単価が適用されます。

Q3 適用する交付単価はどの時点で判断されますか？

A3 交付申請年の6月末時点の状況で判断します。

Q4 必要な書類が揃わなかった場合はどうなりますか？

A4 書類が揃わないなど、免税事業者向け単価を適用する要件を満たすことが確認できない場合、課税事業者向け単価が適用されます。

Q5 確定申告書に交付金の額が含まれて1千万円を超える場合は？

A5 青色申告決算書または白色申告の収支内訳書に記載の金額と、交付決定通知書等により、交付金額を除いた収入が1千万円以下であることが確認できた場合、免税事業者向け単価が適用されます。

お気軽に、無料電話相談

＜受付時間：平日9:00～17:00＞

フリーダイヤル

サア ミナハイロー

0120-38-3786

※自動的に最寄りの地方農政局等に繋がります。



ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

携帯電話をご利用の方は左のQRコードから、最寄りの地方農政局等、地域農業再生協議会（市町村、JA等）にご相談下さい。

■ 本チラシや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、
農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ
■ 経営所得安定対策の詳しい情報は、ホームページ（右QRコード）でご覧下さい。

